

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2017年度第12回常任委員会 議事録

- 1 日時：2018年3月23日(金) 15：00～18：00
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室
- 3 出席者の確認
常任委員総数8名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット（代表理事）：大西 健丞
NGOユニット：橋本 笙子
外務省：民間援助連携室長 佐藤 靖
経済界：永井 秀哉（欠席につき表決権委任：橋本委員）
経済界：鈴木 均
学識経験者：石井 正子
学識経験者：堀場 明子（欠席につき表決権委任：橋本委員）
事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 菅野 早苗
外務省：民間援助連携室 富澤 麻琴
AAR：穂積 武寛
CWS：小美野 剛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

第一部

- 4 審議事項
 - (1) 第一号議案：第11回常任委員会議事録及び第31回「共に生きる」ファンド常任委員会議事録の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。
 - (2) 第二号議案：日本国際交流センターとのイベントの共催についての承認
「NGOs as Strategic Partners in Humanitarian Assistance & development」
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。
 - (3) 第三号議案：「パレスチナ・ガザ人道危機対応支援プログラム2018-2020」の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。但し、戦略目標でどのようにニッチな分野なのか、詳細を追記することとした。

- (4) 第四号議案：「南スーダン人道危機対応支援プログラム」の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。
- (5) 第五号議案：「ミャンマー避難民支援プログラム」の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。査証を巡る問題について、外務省より、在京バングラデシュ大使館とやりとりをし、
団体がNGOビザを申請する際に外務省の口上書/書簡を添付すれば前向きに検討したいとの
ことであり、要すれば民連室が在京大に同行する用意もあるので相談して欲しい旨コメント
があった。
- (6) 第六号議案：シャプラニール新規加盟・助成カテゴリー付与についての承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。国内、海外ともにカテゴリー2が付与された。

5 報告事項

(1) 財務状況の報告

下記、報告事項(4)第3回理事会報告にあわせて報告した。会計方針変更に伴うPCA改修費につ
いては、事務局強化費を財源とする旨も合わせて報告した。

(2) ICA文化事業協会・Oxfam Japan・日本ユネスコ協会連盟のNGOユニット退会についての報 告

事務局より、上記3団体の退会について報告した。団体への対応は丁寧にすべきとのコメント
あり。また日本救援行動センター（JARC）も退会の意向があり、次回常任委員会で報告する
事とした。

(3) ITインフラ推進に伴うスマートフォン導入についての報告

事務局より、スマートフォン導入に向けた経緯と現状報告をした。利用制限など情報管理を徹
底すべき。また規定や労務管理との関係の整理が必要とのコメントがあった。導入初期費用に
関しては、事務局強化費を財源とする旨も合わせて報告した。

(4) 第3回理事会の報告

- ・2017年度修正予算
- ・2018年度予算（会計方針の変更）
- ・2018年度事業計画

事務局より、理事会の報告と2月度の財務状況の報告をした。

財務報告の管理費と事業費について、その計上する一定のルールが必要との指摘があった。

事業計画についてNGOの意見を反映させる様、WGを作り意見交換をし、5月の理事会におい
て最終的な承認を得ることを報告した。また予算についても事業計画との関係性から、暫定予
算として理事会承認を得たことを報告した。

(5) ADRAシリア事業の事業終了報告書について

事務局より、2015年8月31日に終了したシリア国内の案件の事業報告書が提出されていないことについて、これまでの経緯及び実施団体から現状の報告をした。

- ・ 至急対応する。

第二部

6 審議事項

(1) 第一号議案：イエメン人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：1事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈ADRA〉イエメン北部マアリブ州ハリブ・アル・カラミシュ郡の紛争被災者総合支援事業
(第6期)

条件付承認。(条件追加：前期事業との整合性を確保)

- ・ ADRA Japan のイエメンにおける支援戦略についてより詳細な説明をして頂きたい。また、今回、支援対象地域・裨益者数ともにより絞った事業設計を行った背景についても示して頂きたい。
- ・ コンポーネント3の緊急生計回復支援の内容と実施計画に関して、現地からより緻密な情報を仕入れたうえで、詳細な説明を追記して頂きたい。
- ・ モニタリングの実施状況について共有して頂きたい。
- ・ 継続事業として前期事業も含め給水拠点の数の整合性を記載して頂きたい。

(2) 第二号議案：イラク・シリア人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：8事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈PWJ〉イラク共和国北部における帰還民・帰還地域住民・国内避難民への緊急人道支援承認。

② 〈WVJ〉モスル西部の脆弱な帰還民・避難民およびホストコミュニティの子どもたちへの教育支援事業

条件付承認。

- ・ ログフレームの指標に関して、事務局及び外務省と再度内容を確認し、必要があれば修正すること。
- ・ コンポーネント1の教育関係者を対象とした研修に関して、研修を実施する意義、事業全体における位置づけ、および研修内容についてより詳細な説明を追記すること。

③ 〈CCP〉レバノンの避難先コミュニティにおける教育、保健医療、越冬支援を通じた子ども支援

条件付承認。

- ・ ログフレームについて、Outcome ベースの指標を取り入れること。
- ・ コンポーネント1の補修クラスの実施に関して、「将来的な公立学校への編入を視野に入れて指導を行う」とあることから、編入条件を確認し、編入の実現に向けて現地当局などと密に協議・調整すること。

④ 〈ADRA〉レバノンにおけるシリア難民に対応する教育支援事業 第4期

承認。

⑤ 〈IVY〉イラク共和国 帰還した子ども達への教育支援フェーズI

再提出。

以下の理由から修正、加筆および再考すべき点が複数あるため、再提出となった。

- ・ 公立校用のプレハブ校舎の建設と3ヵ月の補習校運営という事業内容に対して、事業期間が長すぎると思われる。特にコンポーネント1の「維持管理の教員ワークショップの開催とモニタリング」について、活動内容の詳細が不明であり、どの程度の実施期間を要するのか判断できないため、詳細を提示の上、事業期間を再度検討すること。
- ・ 建設されるプレハブ校舎と補修事業を行う施設について、日本の支援として実施されるためINEEのChild Safe Guardを考慮した最低限の安全基準が担保されるべき。品質にかかる指標として設定されることが必要。
- ・ 対象村において、未就学児が何人で、学齢期の子どもが何人いるのかといった基礎的なデータがなく、実際にプレハブ校に通う人数や、今後の児童数の見込みが不明であり、計画されているプレハブ校（6教室、職員室2室等）の仕様が適切か判断できない。基礎的なデータをまずは収集し、その上で事業内容を再設計すること。その上で、教育省と最終的に調整したBoQ、図面と予算を提出し、技術審査に進められるようにすること。
- ・ ハムダニア郡タルジェラ村の帰還民についての生活状況、ニーズ、地域の特殊性等の基礎データを把握し、なぜ仮設校舎（公立校）を建設することが重要とされているかについて明確にすること。
- ・ 将来的に仮設校舎（公立校）が引き続き必要とされるということについてもデータに基づいた妥当性を記載すること。

⑥ 〈NICCO〉ヨルダン・ザルカ県におけるコミュニティセンター運営及びザアタリ難民キャンプにおける心理社会的ケア事業

再提出。

以下の理由により再提出となった。

- ・ NICCOとして長く続けている支援であることもあり、今後の事業の見通しと明確な出口戦略に基づいた事業形成を行うこと。具体的に現地にどのように受け渡すのかなどについての計画を提出すること。また、日本人の専門家が現地に渡航しなければいけない根拠が不明確である。
- ・ カウンセリングについては、シリア難民が精神科医でカウンセリングや投薬を受ける場合に、その費用を実施団体が負担するという形式になっている。精神薬の投薬を伴う事業であり実施団体が専属で雇用する監督者がいないので、対応を考える必要がある。
- ・ 予算に関して、間接事業費の大幅な見直しが必要。プログラム予算が大幅に減額されたことに伴い全体の事業規模が縮小されたもののスタッフの人数はほぼ変更がないため間接費の割合が高くなっている。国際スタッフ4人と国際専門家1人をこの規模の事業に投入されているが、各スタッフの業務内容を再度精査するか、国際・現地スタッフの本事業への従事割合を減らすなどの検討が必要である。

⑦ 〈PWJ〉シリア国内事業

条件付承認。（以下条件、コメント追加）

- ・ 条件：①コンポーネント2（シェルター支援）の支援対象となる集合住宅は個人所有の建物とアパートメントとなるため、資産化されるものをJPFとして支援して良いのかについて、現地では主流となっていてクラスターにおいても推奨されているということが証明できる資料などを提出すること。②市街戦により破壊された建物の修復が、緊急的な措置として現地で最も必要されているという背景を追記すること。また、事業は人々が最低限の生活ができる支援のみを行うということを記載すること。③所有権関連のもめ事がなく、オーナーのみを対象に支援を行うということを記載すること。支援開始後に所有権の主張やその他の法的問題が生じうることを想定し、団体としてリスクとその対応方法について原則や解決策につき洗い出しをすること。
- ・ 追加コメントとして、紛争地における遠隔操作となる事業なので、団体としての管理体制をしっかりと持つこと。また、コンポーネント1の食糧支援に関して、ニーズが高いにも関わらず期間が一月と短くなっており、インパクトが低く栄養改善も望めない。今後の事業形成においては、全体の支援のインパクトと継続性を考慮すること。また、コンポーネント2について、居住権について関わる問題が発生することは十分に考えられるので、裨益者選定の際にその点を考慮するという追記をすること。
- ・ ログフレームの指標を再考すること。

⑧ 〈JCCP〉トルコ共和国メルスィン市におけるシリア難民情報共有・啓発支援再提出。（コメント追加：提携団体との関係の整理が必要）

以下の理由により再提出となった。

- ・ 全体計画の見直しを検討して頂きたい。前期事業までは食料バウチャーの配布がメインであったが、新規案件は、①マルチサービスセンターの運営、②食料バウチャーの配布、③GBV 予防啓発活動の実施の3つのコンポーネントから構成されている。新規のコンポーネントであるマルチサービスセンターの運営については、費用対効果、多岐に亘る事業の実現可能性、現地提携団体との関係について疑問視される点が多いことから、マルチサービスセンターを通じて今後JCCPがメルスィンにおいてどのような活動を継続していくのか、全体像を明確にする必要がある。
- ・ 上記1.に関連し、現地提携団体（Maharet）は既に職業訓練やクリニックの運営など十分な実績と能力がある団体であるとの説明だったことから、JCCPが連携することの付加価値が不明瞭である。例としてJCCPの知見を提携団体に学んで頂くのであれば具体的に何をどのように段階的に提携団体に伝えていくのか計画が必要であると思われる。また、提携団体とのスタッフの内訳において、個々の活動に提携団体のどのスタッフが活動に関わり、また、人件費はどちらが負担するのかが不明確であるので、内訳の追記が必要であると思われる。

(3) 第三号議案：アフガニスタン人道危機対応支援プログラムにかかる事業計画の承認：1事業審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈CWS〉アフガニスタン東部における帰還民及び国内避難民への緊急キャッシュ配布事業（第3フェーズ）

承認。但し、案件名でのキャッシュと言う直接的な表現は今後NGO全体で改善が必要。

(4) 第四号議案：南スーダン支援プログラムにかかる事業計画の承認：1事業審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈MPJ〉ウガンダ西ナイル地域の南スーダン難民居住地区における心理社会的支援条件付承認。

- ・ 事業終了後のフォローアップ、持続性を念頭に置いた実施内容を記載（計画）して頂きたい。具体的には、コミュニティのキーパーソンの巻き込み、ウガンダでは学校教員で心理士の資格を持ち合わせているケースも見受けられるので、学校、教育省、医療機関を積極的に巻き込む等、本事業で関連する機関との連携・協働を取り入れた実施内容を記載（計画）して頂きたい。

(5) 第五号議案：東日本大震災被災者支援プログラムにかかる事業計画の承認：1事業
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 【再審議】〈JPF〉岩手、宮城、福島3県フードバンクを通じた被災困窮世帯支援体制構築事業（2期）
承認。（消費税の計上が承認された）

7 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告
- ② 「共に生きる」ファンド収支報告書調査結果
- ③ 事業計画変更の報告
- ④ JPF事務局審議結果の報告
- ⑤ 固定資産処理の報告
- ⑥ 終了報告書審議結果の報告
- ⑦ コアチームの報告

(2) 次回の開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2018年度第 1回常任委員会：2018年4月20日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F
→案件数が多いため、時間変更の可能性有。

2018年度第 2回常任委員会：2018年5月16日（水）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 3回常任委員会：2018年6月21日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 4回常任委員会：2018年7月19日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 5回常任委員会：2018年8月24日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 6回常任委員会：2018年9月20日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 1回共生常任委員会：2018年6月22日（金）16時より 麴町GN安田ビル4F

以上